

週刊住宅

2020年(令和2年)10月12日号
NO. 2929 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp



CFネッツ流

新・大家実践塾

125

「最高裁判決」

2020年4月1日、改訂保証契約も相続の対象とされることとなった。

正民法が施行された。その中、保証債務についても改正がなされ、個人根保証契約の元本確定事由が定められた。

その内の一つが、第465条の4①の「I・債権者による保証人の財産について

の強制執行等の実行手続が開始されたとき。II・保

証人が破産手続開始決定を受けたとき。III・主たる債務者または保証人が死亡したとき。」である。

この中で興味深いのが、「III・主たる債務者または保証人が死亡したとき」の項である。これまでは、連

でも、支払う義務があるとする。恐らくしばらくの間は、

改訂民法と大審院判決のどちらが優先されるのか、争いが続くことが予想される。貸し主と、連帯保証人の相続人、双方のためにも、今後の裁判所の判断を待つばかりである。

この改正民法と大審院判

連帯保証人の相続人の支払い

改正民法で義務はどこまで？

■シー・エフ・ビルマネジ
メント、片岡
雄介

は否定されたことになる。相続開始後発生する賃料債決、前記2つの相反する内容について、貸し主は、大審院判決を盾に取り連帯保証人の請求を続け、また連帯保証人の相続人に対しては、

の、突然の滞納家賃請求に對抗することができなかつたのだが、今回の改正民法によって、相続人は保護された後に発生した滞納家賃

